

平成 30 年 4 月以降、清掃工場から大気中への水銀排出規制がはじまります。

平成 25 年 10 月に熊本市・水俣市で開催された外交会議において、世界全体での人為的な水銀の排出を削減するため、「水銀に関する水俣条約」が採択され、日本は平成 28 年 2 月に条約を締結しました。それを受け日本国内において大気への水銀排出規制を行うため、大気汚染防止法が改正され、大気への水銀排出が多いとされる施設のうち、廃棄物処理施設についても排出が規制されます。福岡市のごみ焼却処理施設である各清掃工場も規制の対象となり、平成 30 年 4 月以降、排出ガス中の水銀の測定が義務付けられます。

福岡市内の各清掃工場では、従来から排出ガス中の水銀測定を行っており、そのうち西部工場と臨海工場の過去の水銀の測定結果を下の図 1、2 に示します。

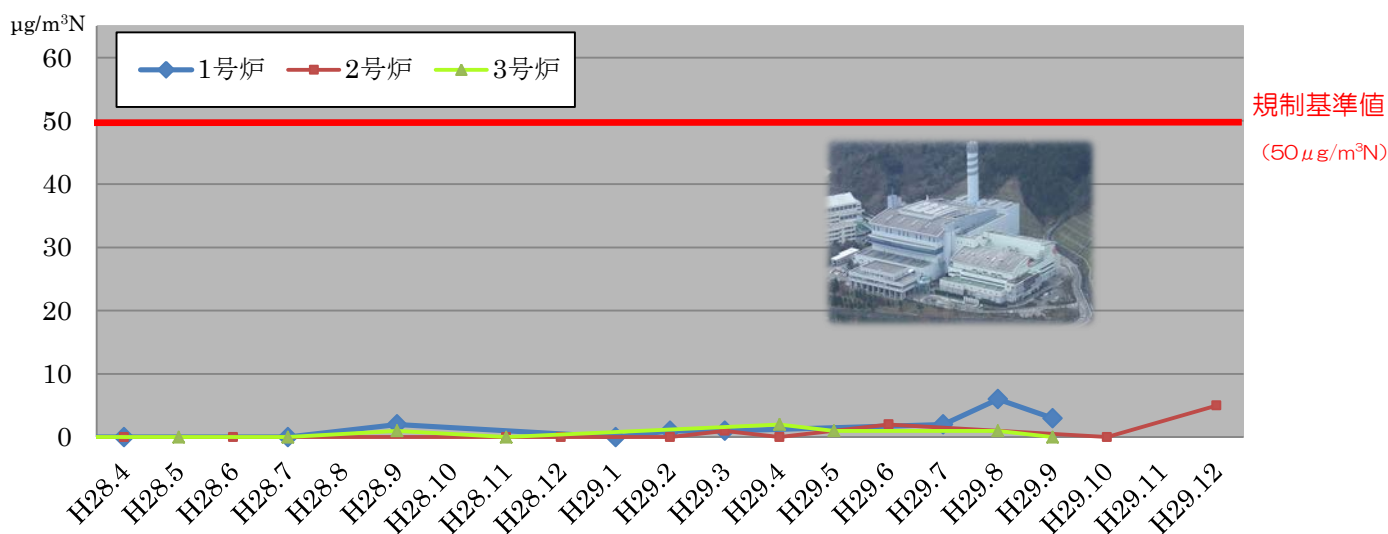


図 1. 西部工場煙突の水銀測定結果

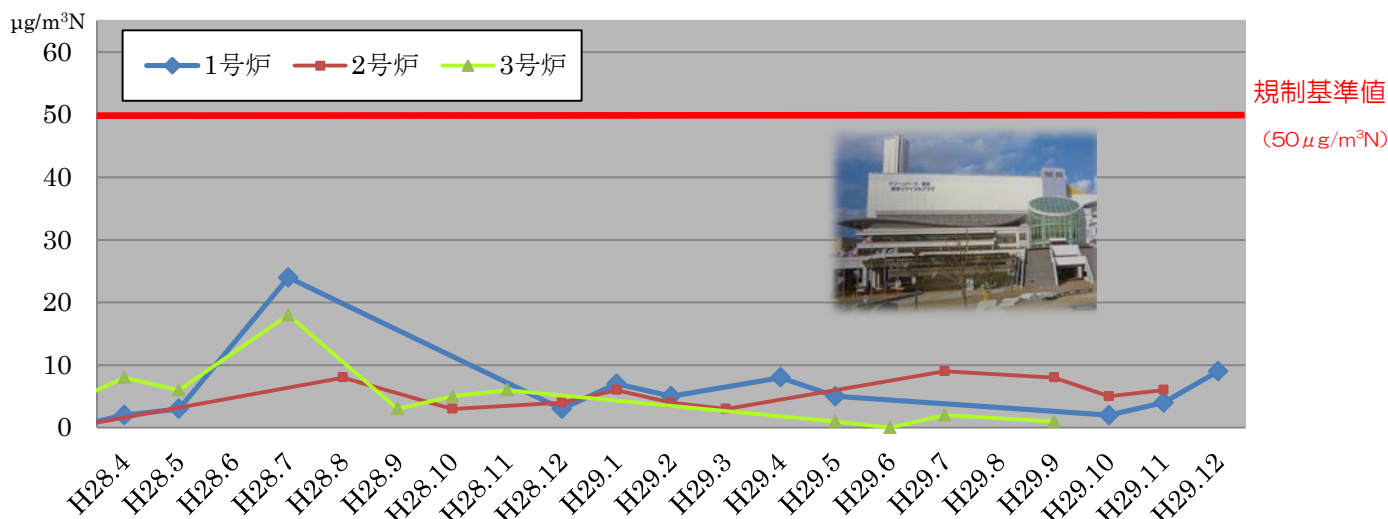


図 2. 臨海工場煙突の水銀測定結果

平成 28 年 4 月からの排出ガス中の水銀濃度は、西部工場・臨海工場ともに平成 30 年 4 月から適用される規制基準値 (50 µg/m³N) を満足しています。

保健環境研究所では、平成 30 年 4 月以降も引き続き清掃工場から排出されるガスについて水銀測定を行っていきます。